

公開日 令和8年7月31日

成田市教育委員会

いじめ重大事態調査結果報告書(公表版)

1. はじめに

本報告書は、成田市内学校において発生したいじめ重大事態に関し、いじめ防止対策推進法に基づき実施された調査結果の概要を公表するものである。

2. いじめ事案の概要

(1) いじめの概要

- 生徒が生成 AI・画像編集アプリ等を用い、特定の生徒の写真を素材としてわいせつな加工画像を作成した。
- 作成した画像を、SNS アプリの個別送信やグループ内共有により複数名へ送付し、第三者へ拡散させた(段階的に送付先が増えた)。
- 受信した生徒の一部は再度の拡散しなかったが、別の生徒が画像を端末内に保持していたり、学年をまたいで再送信(再拡散)していたりする事実が確認された。

(2) 発生場所

関係者の自宅等(スマートフォン等デジタル機器を用いた行為)

(3) 事案の種別

いじめ防止対策推進法第28条第1号該当(生命・心身・財産重大事態)

3. 調査体制及び調査期間

(1) 調査体制

○学校いじめ防止対策委員会

管理職、生徒指導主事、養護教諭、教育相談関係職員、スクールカウンセラー、各学年主任

○成田市いじめ問題専門部会

公認心理師、人権擁護委員、保護司、元民生委員児童委員、警察派遣職員

(上記で構成される「いじめ専門部会」による審議・答申を受けた)

(2) 調査期間

令和7年6月20日～令和7年7月16日(学校による調査期間)

令和7年8月～令和7年12月(いじめ専門部会による分析・評価期間)

4. 学校の対応

- ・対象生徒:いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある生徒。
- ・関係生徒:いじめを行った疑いのある生徒その他当該重大事態に何らかの関わりがある生徒

- 事案判明後、校内いじめ防止対策委員会を組織し事実確認・拡散防止・対象生徒ケアを協議。
- 臨時集会を実施し、犯罪性・被害の重大さ・拡散停止を周知、情報提供を呼びかけるとともに、情報提供や複数回の聞き取りにより、関係生徒を特定し、管理職・生徒指導主事及び担任が個別に事実確認と指導を実施。
- 画像を受信した生徒には「拡散しない」「削除する」ことを指示、関係生徒には削除指示に加え、再発防止の指導。
- 担任を通じて関係生徒家庭へ電話連絡し、状況説明、削除確認、家庭での指導協力を依頼（対象生徒家庭にも経過を連絡）。
- 拡散防止の徹底として、関係生徒のスマートフォンを保護者に学校へ持参してもらい、管理職が SNS・写真・クラウドストレージ等を目視で削除確認。
- 削除確認の過程で画像保有・追加拡散履歴が判明した際、拡散状況を再確認し、必要な範囲で画像を学校カメラで撮影し、証拠保全した上で削除を実施。
- 詮索・二次被害防止のため、帰りの会等で校長が注意喚起（SNS 上の詮索を止める等）、また、様々な形態で複数回集会を実施。
- 対象生徒への配慮として、養護教諭・学年職員と連携した見守り、スクールカウンセラーへのケア依頼、水泳学習における実施形態の工夫。
- 対象生徒家庭の要望を受け、関係生徒家庭との面談・謝罪の場を調整（複数回）。
- 保護者会を開催し概要と今後の対応を説明。
- 二者面談等を活用し、関係する保護者に「重大事態として扱う」旨を管理職から説明、継続面談で内省を促進。

5. 教育委員会の対応

- 学校からの報告を受け、教育指導課副参事・教育指導課指導主事が来校して状況確認。
- 本件を「いじめ重大事態」として捉え、ガイドラインに則った対応を取ること、被害生徒に寄り添った丁寧な対応を行うことを学校へ指示。
- 校長が教育委員会へ複数回出向き、教育長・部長・参事・課長へ経過報告を実施（教育委員会は継続的に助言）。
- 保護者会の開催に関して、開催の是非、説明の仕方、伝えるべき内容等について助言。
- 保護者会に教育指導課長・副参事が出席し、学校の説明と今後の方針提示を支援。
- 青少年ネット被害防止対策事業の活用にあたり、学校および被害家庭の要望に基づき、教育委員会が窓口となり外部専門機関と連携。被害状況の特定および拡散防止に必要な画像データ等の提供を行い、専門家による迅速な解析や削除に向けた支援体制を構築。
- 校長会及び教頭会を通じた本事案の周知と、市内全校における同様の事態の再発防止の徹底。

6. 学校の再発防止策

(1) 情報モラル教育

- スマートフォンの取り扱いについては、情報モラル教室を始め、犯罪になる事例を用いた具体的な指導を、計画的に継続して行っていく。
- 社会の変化や新たな価値観に合わせて教職員自身が考えを変えていくことができるように、学校自らモラルのアップデートに取り組む。
- 教職員が危機管理意識を強く持ち、学習用タブレット端末はあくまで学習ツールであり、目的外利用のないよう定期的に取り扱いについて指導するとともに、適切な管理に努める。

(2) 性教育・心の教育

- 「いのちの授業」や保健体育科等を通して、プライベートゾーンや自分と他者との境界線などの性に関する教育を実施する。
- 道徳科の授業を始め、「自分がされて嫌なことはしない」「相手を尊重する」という生徒の心に響く『心を耕す教育』の実践に努める。

(3) 組織的な見守りと指導体制

① 対象生徒への支援

学校職員やスクールカウンセラーによる対象生徒の心のケア、全職員での情報共有と見守りを徹底する。

② 関係生徒への指導

深く内省を促すために、学校職員による面接指導を継続し、必要に応じて警察等の外部機関と連携する。

③ 早期発見の強化

学校生活アンケートや教育相談を定期的実施し、アンケート結果は管理職全員によるダブルチェックを行う。

④ 職員研修

全職員が教育相談の手法を学び、ICT研修や指導力を高める研修を定期的実施する。

7. 成田市いじめ問題専門部会の所見

(1) 対象生徒及びその保護者への対応

- 学校の迅速な初期対応は、保護者と連携し被害者を守る姿勢が見られ、概ね適切であった。対象生徒が受けた心の傷は計り知れず、画一的な対応ではなく、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな配慮と継続的な支援が不可欠である。保護者とは誠実な対話により信頼関係を構築すべきである。

(2) 関係生徒及びその保護者への対応

- 問題発覚後、迅速かつ複数人の教員で対応したことは適切であった。関係生徒に対し、今回の行為が生涯消えない心の傷を残した事実を厳しく認識させ、心からの反省を促す指導が不可欠である。「悪戯の延長」という安易な考えを正し、外部専門機関とも連携した継続的な

指導が必要である。

(3) 本件における学校の体制

○校長を中心とした危機管理体制の下、迅速な初動対応ができたことは評価できる。今後も、学校全体で「協働」する体制を維持していくことが必要である。二次被害を防ぐため、地域や保護者とも連携して正常化を目指すべきである。

(4) 再発防止に向けた取り組み

○他者を尊重する人権意識を育む道德教育を継続することが不可欠である。些細な情報も見逃さず組織で共有する体制を強化し、外部講師による講演会など保護者と共に学ぶ機会を設けるべきである。また、地域や保護者を含めた統一的な防止策を検討・推進していくことが望まれる。

8. 教育委員会の所見

学校の対応は非常に迅速であったが、今後の教訓として「証拠の取り扱い」に課題があった。拡散防止を急ぐあまり、被害側の確認前に削除要請を進めたケースがあった。今後は被害者の心情を最優先とし、証拠保全については警察等の専門機関に速やかに相談する手順を徹底する必要がある。

情報化が進む現代において、学校だけの指導には限界があり、家庭でのルール作りと保護者の監督が不可欠である。学校と家庭との連携強化について、働きかけを継続していく必要がある。

生成 AI によるわいせつな画像の生成は深刻な人権侵害である。従来の「情報リテラシー教育」をこえ、他者の痛みを想像し、人として「決してやってはいけないこと」を心で理解させる人権教育と道德教育を、全ての教育活動の根幹に据え、教職員の指導力向上に努めていく。